

長生村森林整備計画（変更）

計画期間 ⎛ 自 平成30年4月 1日 ⎞
 ⎝ 至 令和10年3月31日 ⎠

（令和4年3月16日変更）

千 葉 県
長 生 村

1 変更の理由

- (1) 森林・林業基本計画、全国森林計画の変更及び伐採及び伐採後の造林の届出の様式変更に伴う地域森林計画及び市町村森林整備計画の一斉変更
- (2) 令和元年房総半島台風に伴う森林被害を踏まえ、被害森林の再生やインフラ施設への風倒木被害防止のための森林整備に関する内容変更
- (3) 平成31年4月から「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」、「森林経営管理法」が施行されたことに伴う追加変更
- (4) その他、文章等の一部修正

2 主な変更内容

- ・立木の伐採（主伐）の標準的な方法に、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づいた伐採・搬出の内容を位置付ける。（Ⅱ-第1-2）
- ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項に、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示される設定例を基本として基準を定める旨を追記。（Ⅱ-第2-3）
- ・道路や電線、公共施設等の周辺における造林方法及び天然更新については、森林の風倒被害対策の技術資料（案）や県の普及指導員の技術的助言等を参考に選択する旨を追記。（Ⅱ-第2-1、2）
- ・森林経営管理制度の活用に関する事項や森林経営管理制度に基づく事業に関する事項を追加。（Ⅱ-第5-4、V-6）

3 変更計画が有効となる年月日

令和4年4月1日

市町村位置図

別添 位置図参照

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は房総半島九十九里浜南部に位置し、平坦な田園地帯です。また、気候は黒潮の影響により、年間を通じて温暖です。

本村の面積は2,829haであり、森林はその4.9%、138haを占めています。なお、本村の森林は海岸部のマツ林が主体です。その多くは県有林であり、保安林に指定されています。それ以外の森林については分散しているため施業の共同化は困難な状況にあります。また、人工林は58haで森林面積に占める割合は42%となっています。

飛砂防備など快適な生活環境維持や住民の憩いの場として、森林の保全・整備の重要性は高まっています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する各機能の発揮のため目指すべき森林資源の姿は次のとおりです。

海岸県有保安林周辺を快適環境形成機能のためのゾーニングを行い、飛砂防備機能・防風機能を維持します。

更に保健・文化機能維持のためにゾーニングを行い、森林内の歩道整備・森林の保全を行い、村民の憩いの場としての機能を高めていきます。

- ・ 快適環境形成機能：樹高や枝葉が十分発達し、風、砂、騒音等に対する遮蔽能力が高い森林。
- ・ 保健・文化機能：人の立ち入りに適した林内空間や歩道、見通しの確保、又は価値ある樹木や植生、景観の維持がなされている森林であって、必要に応じて林内活動のための施設が整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

① 森林整備の基本的な考え方

森林の有する各機能の発揮のための整備の考え方は次のとおりです。

- ・ 快適環境形成機能：樹高や枝葉が発達した森林を維持するため、森林の状況に応じて適切な施業を行います。特に、病虫害被害の発生している森林については、被害木の伐倒、除去やその後の更新を図る施業の他、病虫害の予防、防除についても積極的に行うこととします。
- ・ 保健・文化機能：保健休養を目的とした林内活動や、価値ある植生、景観の維持を考慮しつつ、森林の状況に応じて適切な施業を行います。特にハイキングやその他レクリエーション利用が見込まれる森林については、遊歩道周辺の見通しの確保や荒廃森林の整備等を図ることとします。

② 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

施業の推進に当たっては、森林の現況に関する情報収集や森林所有者、森林組合、林業木材関係事業者の意向、住民の意見の把握を進めつつ、必要とされる施業と必要量を検討し、優先順位をもって取り組むものとします。

なお、地形、地質、その他の条件等を考慮したうえで木材の伐採搬出が可能な森林については、森林経営の受委託等による施業の集約化や路網整備を進め、木材生産活動の推進のための各種事業も活用する中で森林施業を推進します。

また木材の伐採搬出が困難な場合は、必要に応じて森林の公益的機能維持増進のための各種事業を活用しつつ、複層林化を進めることとします。

これらの取組は、森林クラウドを活用し、県や林業事業者等と連携して効率的に実施していくとともに、令和元年度に創設された森林環境譲与税も活用しながら推進します。

③ その他必要な事項

放置され拡大している竹林、非赤枯性溝腐病の被害を受けたサンプスギ林、松くい虫の被害を受けたマツ林、その他病害虫害や気象害を受けている森林については、各種事業等を活用しつつ伐採、改植、防除等を推進し森林機能が適切に発揮されるよう整備します。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業は、従来は個々の森林所有者が自ら、あるいは他者に請負を依頼して実施するものが中心であり、現在も積極的な森林所有者は継続して実施しています。

しかし、木材価格の大きな上昇が期待できない状況下において森林所有者の施業意欲は低迷し、境界管理等も不十分であり、また所有規模は一般に零細で、施業の効率化を図ることも困難であることから、個々の森林所有者による施業は今後も限定的にならざるを得ないと考えられます。

そこで、こうした森林所有者による施業に加え、森林組合等が複数の森林所有者から森林経営の委託を受け森林を団地化して実施する集約化施業と、それに伴い取り込まれる路網の整備や境界の管理を森林環境譲与税も活用しながら推進することで、森林施業の合理化を図ります。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は下表のとおりとします。

なお標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ クヌギ	その他 広葉樹
全 域	45 年	50 年	40 年	50 年	15 年	20 年

- 注 1) スギ非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病虫害の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採及び気象害の被害森林における森林の再生のための伐採については、上記標準伐期齢を適用しません。
- 2) 道路や電線、その他公共施設及び人家、その他建築物並びに農地への倒木や落枝による被害防止のための伐採（倒木や落枝が生じた場合、道路等に直接被害を与える可能性がある区域の森林の伐採に限る）においては、上記標準伐期齢を適用しません。
- 3) 特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記標準伐期齢を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた標準伐期齢の設定を検討することとします。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち「主伐」については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す「皆伐」又は「択伐」によるものとします。

「皆伐」

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。

「択伐」

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）の伐採とします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間によるものとします。

なお、「皆伐」「択伐」ともに以下のア～オに留意するものとします。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木

について、保残等に努めるものとします。

- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとします。
- エ 幼齢林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置することとします。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項に留意します。また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、上記指針を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

3 その他必要な事項

(1) 竹林の管理

竹林は、長年放置すると高密度化し、また、周囲の森林へ侵入して森林の多面的な機能の低下を招く恐れがあるため、適切な伐採による密度管理と周辺への拡大防止に努めることとします。

(2) しいたけ原木林(コナラ・クヌギ)の伐採

原木林の胸高直径が10～16cmとなった段階で皆伐し、原木を収穫します。伐採の時期は、成長休止期とし、伐期齢は15年程度とします。伐採位置は、更新のたびに高くなるため、初回の伐採位置はできるだけ地面に近く地上5cm程度とし、根株の腐朽を防ぐために切り口は多少傾斜をつけ、水切りを良くします。ぼう芽枝は光を必要とするため、切り株には陽光が十分に当たるようにします。また、林齢が高くなり、根株の直径が大きくなるほど、ぼう芽する能力が低下するので注意が必要です。なお、伐採木を使用する場合、放射性物質の検査を行い、安全性を確認する必要があります。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ	

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は本村の林務担当部局とも相談のうえ、適切な樹種を選択することとします。

また、道路や電線、公共施設等の周辺など、施設の管理上高木の植栽が適さない箇所については、森林の風倒被害対策の技術資料（案）や県の普及指導員の技術的助言等を参考に、中低木の樹種も含めて、適切な樹種を選択することとします。

なお、スギやヒノキによる人工造林に当たっては、花粉症対策に資する少花粉品種等の苗木や、供給状況に応じて特定苗木の活用に努めることとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
クヌギ、 コナラ	ぼう芽枝 を含む	3,000	しいたけ原木林で皆伐後に他の樹種が優先する場合

注) 多様な森林づくりを進める観点や、コンテナ苗の活用による伐採・造林の一貫システム、低密度植栽などの低コスト施業及び効率的な施業 実施の観点、森林の風倒被害対策等の観点等から、上表によらない造林計画については、森林の風倒被害対策の技術資料（案）や林業普及指導員の技術的助言等を参考に確実に更新に配慮して、植栽本数を決定することとします。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とします。なお、傾斜角 30 度以上の急傾斜地及び浮石等の不安定地においては、等高線沿い筋刈地拵えを行い林地の保全に努めるものとします。

植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋刈地拵えの場合は等高線に沿ってできるだけ筋を通して植付けることとします。 また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとします。
植栽の時期	3月中旬～5月中旬を行うことを原則とし、秋植えの場合には苗木の根の成長が鈍化する9月中旬～11月中旬に行うこととします。 また、コンテナ苗の場合は、林業普及指導員の技術的助言等を参考に、植栽時期を決定することとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林など人工造林による更新は、「皆伐による伐採跡地」については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

また、「択伐による伐採跡地」については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、森林の確実な更新を図ることを旨として、次の(1)から(3)までの事項を定めるものとします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、イイギリ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、クマノミズキ、ホオノキ、カエデ類、マツ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、カクレミノ、アカメガシワ、カラスザンショウ、クスノキ、タブノキ、スギ、ヒノキ、モミ等将来高木となり林冠（森林上部の葉群層）を構成しうる樹種とします。
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、ホオ

	ノキ、カエデ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ等将来高木となり林冠(森林上部の葉群層)を構成しうる樹種とします。
--	--

注) ぼう芽更新が可能な樹種であっても、大径木や老齢木で構成される森林においては、ぼう芽更新が期待できないことから、天然下種更新のために母樹を残すか、植栽により適確な更新を行うこととします。

また、道路や電線、公共施設等の周辺など、施設の管理上高木による天然更新が適さない箇所については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や県の普及指導員の技術的助言等を参考に、中低木の樹種も含めて適切な天然更新を行うこととします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
(1) に定める樹種	10,000 本/ha
ぼう芽更新樹種	5,000 本/ha

注) 上記期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上のものに限る。)を成立させるものとします。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。
芽かき	ぼう芽発生の数年後に必要に応じて優良な芽を一株あたり3～5本(マテバシイの場合6～10本)残し、それ以外のものを除去することとします。その後成長を見ながら、1～3本(マテバシイ3～4本)を標準に調整することとします。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状態を確認する方法は以下のとおりとします。

- ・ 本方法において対象とする更新樹種は、ぼう芽枝及び実生稚樹（伐採前に発生したものを含む）、伐採時に残置した若齢木等とします。
- ・ 更新調査は、原則として現地にて標準地（プロット）調査により、実施することとします。
- ・ 標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減することとします。

天然更新対象地面積 2 ha 未満； 2 箇所、 4 ha 未満； 3 箇所
4 ha 以上； 4 箇所を目安に現地の状況に応じて増減。

- ・ 標準地は、天然更新対象地の地形植生等を考慮のうえ、現地実態から平均的と見られる箇所を選定することとします。
- ・ 標準地 1 箇所の形状は、2 m × 2 m を 5 個、5 m × 5 m を 1 個、正方形または長方形の面積 100 m² を 1 個など現地の状況に応じて適宜設定することとします。
- ・ 明らかに天然更新が完了している場合には、目視による判定をすることができますが、この場合、写真を 5 年間保管することとします。
- ・ 当方法により判定しがたい場合は、平成 24 年 3 月林野庁森林整備部計画課作成の天然更新完了基準書作成の手引きを参考とすることができます。
- ・ 更新調査野帳の様式については、次の様式を標準とします。
- ・ 天然更新が完了していないと判断される場合には、天然更新補助作業（地表掻き起し、刈出し、受光伐等）又は人工造林により確実に更新を図るものとします。

別紙

天 然 更 新 調 査 野 帳

調査年月日 年 月 日

調査者

調査地		市町村 大字 番地		
伐採年月 年 月		調査対象面積 ha	地形勾配 斜面方向	
調査面積 ha		プロット m × m 箇所		
No	樹 高	胸高直径	本数	ha 当り本数
プロット1	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ~ 5 cm		
		5 ~ 6 cm		
		6 cm 以上		
プロット2	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ~ 5 cm		
		5 ~ 6 cm		
		6 cm 以上		
プロット3	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ~ 5 cm		
		5 ~ 6 cm		
		6 cm 以上		
位置図及び写真	位置図及び各プロットの近景及び遠景写真			

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

ただし、伐採実施期間が、伐採開始年度から起算して3年度を超える場合は、伐採開始年度から3年度毎に伐採が終了した部分を分割して、それぞれ伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算にして5年以内に更新するものとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)に示す設定例を基本に、以下の森林を基準とします。

- ① ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹が区域内又は隣接した区域に存在しない森林。
- ② 尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件等から判断して、稚樹が発生しても十分な生長が期待できない森林。
- ③ 大面積人工林の皆伐予定地であって、現況の林床に木本類の発生が見られない森林。
- ④ 病虫獣害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森林。
- ⑤ 保安林

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとします。

なお、当該森林については、伐採を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1)の基準による森林のうち、その所在が明らかなものについて記載します。

森林の区域	備考
該当なし	

注) 保安林を除く。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)に定める「人工造林の対象樹種」によります。

イ 天然更新の場合

2の(1)に定める「天然更新の対象樹種」によります。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準は、天然更新の対象樹種が、2の(2)のアに定める「期待成立本数」であることとします。

また、更新の成立は、対象樹種のうち樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上の立木の本数が、期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上であることとします。

5 その他必要な事項

(1) 野生鳥獣の被害

既往の野生鳥獣による被害状況等から、造林木等への被害が予想される場合は「Ⅲの第1の1(2)鳥獣害の防止の方法」及び「Ⅲの第2の2鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)」により対策を講じるものとします。

(2) しいたけ原木林(クヌギ・コナラ)の更新

立木密度が2,000本/ha、胸高直径が10cm~16cmの幹がまっすぐで枝分かれの少ない林を目指します。

更新方法は、皆伐によるぼう芽更新とし、皆伐後に他の樹種が優占する場合には、前述のとおり、コナラ・クヌギの苗木を、ぼう芽枝を含めて3,000本/haとなるように植栽することとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数(本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	生産目標柱材等	3,000	11~15	16~20	26~30	31~35			伐期45年
	生産目標大径材	3,000	11~15	16~20	26~30	41~45	56~60	71~75	伐期90年
ヒノキ	生産目標柱材等	3,000	11~15	16~20	26~30	36~40			伐期50年
	生産目標大径材	3,000	11~15	16~20	26~30	41~45	56~60	71~75	伐期100年
標準的な方法									

- ・間伐率は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で実施する。
- ・選木は形質不良木等のみに偏らず、残存木の良好な成長確保に配慮して行う。なお、花粉症対策として雄花生産量の多いものを優先的に選木することに配慮します。
- ・平均的な間伐の実施間隔の年数は、標準伐期齢未満は10年、標準伐期齢以上は15年とする。ただし、間伐対象林分の立木本数が著しく多い場合は、2～3年間隔の間伐を繰返し、適正本数に誘導するように間伐率を調整する。
- ・上記の間伐林齢のほか、次の徴候を参考として、実施時期を決定する。
徴候：樹冠がうっ閉して植栽木の生育に優劣が見られ始める
 林木の下枝が枯れ上がり始める
 林床の草木が少なくなる

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										備考	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	・	9年	・		12年
下刈り	スギ ヒノキ マツ	2回	2回	1回	1回	1回	1回						植栽による更新の場合
つる切り								1回		1回			
除伐								1回				1回	
下刈り	クヌギ コナラ	1回	1回	1回			1回						ぼう芽更新し、胸高直径10～16cmで伐採するしいたけ原木の場合
芽かき					1回			1回					
除伐								1回				1回	
下刈り	マテバシイ	1回	1回	1回	1回	1回	1回						
芽かき				1回				1回					
標準的な方法													
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。施業時期は6～7月ごろを目安とし、下刈り回数や施業時期は施業の省力化、効率化に留意します。												
つる切り	下刈り終了後つるの繁茂状況に応じて行う。施業時期は6～7月ごろを目安とします。												
除伐	造林木の成長を阻害する樹木、形質不良木を除去する。施業時期は8～10月ごろを見安とします。												
芽かき	クヌギ・コナラでは、残すぼう芽は3～4年経過して、ぼう芽枝が安定し優劣が付き始めたところに3～5本に整理し、その後成長を見ながら1～3本/株を標準に調整することとします。												
	マテバシイでは、3年経過後に残すぼう芽の数を6～10本に整理し、樹冠がうっ閉する7年目では3～4本を標準に芽かきをする。												

3 その他必要な事項

(1) 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるものについて、積極的に間伐又は保育を推進するものとします。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械を活用した伐採や列状間伐等効率的な施業の実施を図るものとします。

(2) 間伐の遅れにより、形状比(樹高を胸高直径で除した数値)や樹冠の大きさから、間伐実施後の成長の回復に長期間を要すると認められる人工林については、

気象害を受ける危険性が高いことから、生産目標に達し主伐が可能な場合及び被害木が多くを占める場合には、適切な更新のための主伐の実施を検討するものとします。

- (3) 枝打ちは、①優良材質の木材の生産、②林内の光環境の調節(複層林造成のための受光伐を含む。)③病害虫などからの保護を目的として実施します。

優良材質の木材として無節の柱材生産を目指す場合は、10.5cm 角の柱では幹の直径が 6cm まで、12cm 角の柱では幹の直径が 7.5cm までに枝打ちを行います。

また、枝打ちは樹木の成長を抑制することから、1回の打ち上げ高は 1.5m～2.0m 程度とし、樹冠の長さが樹高の 2分の1 を下回らないように実施します。

特に、サンプスギ林においては、スギ非赤枯性溝腐病の被害予防に効果があることから、積極的に実施することとします。また、実施時期は、幹の受傷と変色の発生に対して安全性の高い 10月から 2月頃とします。

- (4) 周辺から林内に進入した竹類については、放置すると高密度化し、森林の多面的機能の低下を招く恐れがあることから、原則として除伐やタケノコの除去により拡大を防ぐこととします。また、除伐の実施時期は、翌年の発生を抑えることに効果的な 6～8月とします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし

イ 施業の方法

該当なし

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を【別表1】のとおり定めます。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

・該当なし

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

・飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林 等

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

- ・保健保安林 等

- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 ・該当なし

イ 施業の方法

ア②の森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進するものとします。

ア③の森林においては憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業等を推進することとします。

また、アの②及び③に挙げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進するものとします。

それぞれの森林の区域については、【別表 2】により定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 施業の方法

該当なし

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (h a)
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1-イ~ハ	38
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1-イ~ハ	38

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	1-イ~ハ	38
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

地域における森林資源の現状、森林所有者の状況、森林施業の実施状況及び森林組合等林業事業体の活動状況等を勘案したうえで、森林所有者から森林組合等林業事業体への「森林経営委託」を推進し、森林の施業の集約化、経営規模の拡大を図るものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進するため、次の取組を推進するものとします。

- ・ 不在村森林所有者を含む森林所有者等に対する長期にわたる包括的な施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ
- ・ 森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成
- ・ 施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん
- ・ 地域協議会の開催による合意形成
- ・ 森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法等

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

林業事業者等が森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで、長期の施業の受託や森林の経営の受託等の受託の方法及び立木の育成権の受任の程度について留意し、必要に応じて情報提供等を行なうものとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

本村においては、森林経営に適した森林は少なく、森林経営管理制度の活用に関する取り組みは積極的には行わないものとしますが、森林所有者や森林組合等の千葉県が公表する意欲と能力のある林業経営者から本制度に関する相談がなされた場合は、必要に応じて取り組みについて検討するものとします。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

地域の森林の所有規模や森林所有者の施業意欲等を勘案したうえで、複数の森林所有者が森林施業を共同化することにより、施業の効率化や継続性の確保が図れる見込みがある場合は、地域への普及啓発等を通じて共同化に向けた森林所有者の合意形成に努め、必要に応じて森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定の締結を促す等、森林施業の共同化を促進するものとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化促進に当たっては、細部路網の整備や境界の明確化、森林組合や林業事業体への森林施業の委託など、共同化によって得られる成果を明らかにし、関係者の理解を得ることに努めるものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同で設置する施設の管理や、共同で行う施業の実施を確実にを行うため、関係者間の情報の共有と意思の疎通に努めるものとします。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等、効率的な森林施業を推進するため、「林地の傾斜区分」や「作業システム」に応じた路網密度を確保し、施業により伐採された木材については、出来る限り搬出し利活用を図ることとします。

搬出にかかすことのできない路網については、基幹路網として林道、もしくは林業専用道を必要に応じて整備し、また、細部路網として森林作業道、作業路を積極的に整備するよう森林所有者や施業の実施者に促すこととします。

傾斜が比較的緩く、高密度の路網整備が容易な森林を中心に、車両系の高性能林業機械の導入を図りながら木材搬出を推進するものとしますが、条件に応じて、ある程度傾斜の急な森林においても、必要な路網整備と架線系の高性能林業機械の導入による搬出を検討するものとします。

なお、路網については下表の路網密度水準を確保するよう整備を推進することとします。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35 以上	75 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25 以上	60 以上	85 以上

	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	20 以上	40 以上	60 〈50〉 以上
	架線系 作業システム	20 以上	0 以上	20 〈15〉 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 以上	0 以上	5 以上

注1) 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものであり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

- 2) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。
- 3) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。
- 4) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点
該当なし

イ 基幹路網の整備計画
該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項
該当なし

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、県が定める「森林作業道作設指針」に則り開設するものとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できる

よう適正に管理するものとします。

4 その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設については必要に応じて整備を図るものとします。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

特になし。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業生産活動の省力化、合理化を図ることを目的とし、当面は細部路網の敷設及び小型林業機械類の拡充整備を推進し、将来の高機能林業機械導入の可能性について採算性を加味し検討することとします。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

特になし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

森林病虫害の駆除及び予防、火災の防止その他森林の保護については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹や針広混交林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めることとします。

また、日常の管理を通じて、森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮し

て適時適切に行うこととします。

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

ア 松くい虫被害の防止

松くい虫被害防止のため、森林病虫害等防除法に基づき保安林等、公益的機能の高い松林を中心に、薬剤防除及び被害木の伐倒駆除を推進することとします。

また、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進等総合的な対策を講ずることを推進します。

イ スギ非赤枯性溝腐病の被害対策

本村に植林されているサンプスギは、非赤枯性溝腐病の被害を受けやすく、機能が著しく低下している森林があります。

このため、非赤枯性溝腐病の被害林については、道路沿い等の緊急性の高い箇所を中心に被害木の伐倒整理、林外搬出、伐採跡地の造林、造林後の下刈りまで一貫した施業を実施し、低下している森林機能の回復を図るものとします。

ウ スギカミキリによる穿孔被害対策

スギカミキリは、スギやヒノキの材を穿孔し、材価を著しく低下させる害虫であり、近年被害が拡大しています。

このため、スギカミキリの被害林の早期発見及び早期駆除に努めることとし、被害木の伐倒整理、林外搬出、チップ化等を進めるとともに、被害の状況に応じた防除対策を実施するものとします。

エ ナラ枯れ被害対策

ナラ枯れは、カシノナガキクイムシにより媒介された病原菌により、ナラ類、シイ・カシ類等のブナ科樹木が枯れる病害であり、比較的高齢級で大径化した樹木に被害が多く見られます。

本村ではナラ枯れ被害は確認されていませんが、被害が確認された場合は、被害の拡大を防ぐため、被害の監視体制を整え継続的なモニタリングや、被害木の伐倒や破砕・焼却処理、薬剤使用等による防除を実施するとともに、高齢木や大径木の伐採更新による被害を受けにくい森林づくりを進めます。

なお、森林病虫害等のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害等の早期発見による被害の未然防止や薬剤等による早期駆除などへの組織的な対応を図るため、行政機関や森林組合、森林所有者等の

連携による体制づくりを進めます。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による食害、剥皮等の被害を防止するため、被害の早期発見に努め、植栽・間伐の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置、テープ巻き等による被害防止対策を進めます。

また、鳥獣保護管理施策と調和を図りながら、関係機関と連携して被害の早期発見、防除・予防方法等の普及に努め、森林被害対策を進めることとします。

なお、海岸林のマツ苗木のウサギによる食害を防ぐため、下刈り等管理作業を行う際、竹編柵の出入口を開放しないよう注意を促すよう助言します。

3 林野火災の予防の方法

山火事予防運動期間に合わせて森林内でのたき火、タバコに注意するよう地域住民への普及啓発を行うこと等により林野火災を予防することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等を目的とする火入れの実施にあたっては、「長生村火入れに関する条例」に規定する防火装置、火入れ方法等の徹底を図ることで、森林における火災事故を予防するものとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の蔓延防止のため、伐倒駆除する必要が生じた林分については、伐採とその後の更新を促進するものとします。

(2) その他

森林被害の未然防止を図ることを目的に、保安林地域及びその他の森林で森林レクリエーションのための利用者が特に多く山火事の被害が発生する恐れの高い地域等を対象として、森林所有者自身による所有森林の巡回を推進します。

また、美しい景観を形成し多様な生物の宝庫である里山を良好な状態で次代に引き継ぐことを目的に、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく県、市町村、県民、里山活動団体、土地所有者等の適正な役割分担と協働を促進し、企業や民間団体、みどりのボランティア等による森林・里山の保全・整備・活用を推進します。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び

IIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
長生村一体 整備相当区域	001、002、003、004	138

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

住民への説明会や教育機関による苗木の植栽等を通じて、森林の公益的機能に対する住民の意識啓発を推進するものとする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

7 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業を行うこととする。

(2) 森林法第 10 条の 2 による林地開発許可等により一時転用された森林においては、当該地域の目指すべき森林資源の姿（Ⅰ－2－(1)）、造林に関する事項（Ⅱ－第 2）、下記の林相と主な機能をふまえ、将来的に本計画に沿った森林となるよう努めるものとする。

「林相と主な機能」

林相	常緑広葉樹優占林	落葉広葉樹優占林	常落針広混交林	針葉樹優占林	
				スギ・ヒノキ林	マツ林
優先樹種	高木層にスダジイ、シラカシ、アカガシ、アラカシなどの常緑広葉樹が優占する森林	高木層にコナラ、クヌギ、イヌシデ、ヤマザクラ、アカメガシワなどの落葉広葉樹が優占する森林	常緑および落葉の広葉樹、モミ、スギ、ヒノキなどの針葉樹からなる多様な高木層をもつ森林	高木層に木材生産を目的とするスギ、ヒノキが優占する森林	高木層にアカマツ、クロマツが優占する比較的明るい森林
例					
機能例	生物多様性保全、水源涵養、保健文化、山地災害防止/土壌保全	保健文化、快適環境形成、生物多様性保全、木材等生産、水源涵養、山地災害防止/土壌保全	水源涵養、生物多様性保全、山地災害防止/土壌保全、保健文化、快適環境形成	木材等生産、水源涵養、山地災害防止/土壌保全	快適環境形成、保健文化

【付属資料】

- 長生村森林整備計画概要図